

26Q-pm216

裁判例が示す問診義務と薬剤師—2 — 初回面談時の情報収集における自己研鑽義務—

○海老澤 哲¹, 秋本 義雄², 喜来 望³, 鈴木 順子³, 鈴木 政雄⁴, 福島 紀子⁵, 宮本 法子⁶(¹学校法人医学アカデミー 薬ゼミトータルラーニング,²東邦大薬,³北里大薬,⁴いわき明星大薬,⁵慶応大薬,⁶東京薬大薬)

【はじめに】医薬品の使用に当たって、患者の安全を確保することは医療の基本であり、薬剤師が行う初回面談時の情報収集及びその活用は極めて重要な意味を持つ。そこで、患者から得た情報を活用できずに発生した医療過誤事件の裁判例を基に、初回面談時の情報収集に伴う義務と情報の活用について考察する。

【事件の概要と判決】患者Aは、予診録に喘息の既往歴があることやピリン系薬剤が使えない旨を記録し、歯科医Bの問診に対しても同様に答えていた。しかし、アルピリン喘息について無知であった歯科医師Bが処方したロキソニンを服用し、強度のアルピリン喘息発作を起こして窒息死した。

裁判所は、当該歯科医師に問診義務違反、薬剤投与における注意義務違反の他に、自己研鑽義務違反が認められるとして、約1900万円の損害賠償を命じた。(福岡地裁、平成6年12月26日判決、判例タイムズ890号214頁)

【医薬品情報の収集範囲と義務】裁判所は、「予め当該薬剤に関する知識を当時の最先端に及ぶ範囲のものまで、薬剤に添付されている使用説明書にとまらず他の医学文献等あらゆる手段を駆使して修得しておかなければならない」として、自己研鑽義務としての情報収集範囲を示した。また、実際の投与においては「患者が当該薬剤の投与が禁忌とされている者に該当するか否かに関する事項を患者等から詳細に聞き出さなければならないという問診義務も負っている」ことを示し、さらに、「当該薬剤が禁忌でないことを確定的に判断できない以上は右薬剤を投与してはならないという投与における注意義務を負っている」として、禁忌の可能性があれば投与してはならないことを示した。これらは医薬品の専門家たる薬剤師の義務と置き換えることが可能であり、実践しなければならない事柄である。